

## 府中市立南保育所移管先法人候補者選定委員会の設置等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成 27 年 3 月府中市条例第 1 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、府中市立南保育所移管先法人候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、府中市立南保育所の移管先法人の候補者の選定に関する事項について調査審議するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員 7 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 5 人以内
- (2) 府中市立南保育所に入所している児童の保護者 2 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、前条の規定による委嘱のあった日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、第4条に規定する委員の任期が満了する日限り、その効力を失う。